

八戸市多目的アリーナ 使用料

1. フラットアリーナの使用料

(1) スケートリンクとして使用する場合

【貸切使用】

区 分		金 額	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	17,930円
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	53,790円
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	21,520円
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	64,560円
興行又はこれに類するものに使用する場合		1時間当たり	89,650円
教育活動を目的として使用する場合	市内の小学校・中学校	無料	
	その他の学校等	50人までごとに 1時間当たり	4,460円

【個人滑走】

区 分	金 額
一般（大学生を含む。）	1人1回 580円
高校生	1人1回 360円
中学生	1人1回 250円
小学生以下	1人1回 150円

(2) アリーナとして使用する場合

区 分		金 額	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1日につき	215,160円
	入場料を徴収する場合	1日につき	645,480円
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1日につき	258,240円
	入場料を徴収する場合	1日につき	774,720円
興行又はこれに類するものに使用する場合		1日につき	1,075,800円

○備考

1. 「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、フラットアリーナに入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
2. 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
3. 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にアマチュアスポーツ以外に貸切使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の120に相当する額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2. フラットアリーナに売店を設置する場合の使用料

区 分	金 額	
フラットアリーナをアマチュアスポーツに使用する場合	1㎡までごとに1日	600円
フラットアリーナをその他に使用する場合	1㎡までごとに1日	1,800円

3 その他の行為のためフラット八戸（フラットアリーナを除く。）を使用する場合の使用料

区 分	金 額	
行商、募金その他これらに類する行為	1件 1日につき	10,000円以内で 市長が定める額
業として行う写真又は映画の撮影	写真機又は撮影機1台 1日につき	
興行その他これに類する行為	1㎡ 1日につき	15円
集会、展示会その他これらに類する行為	1㎡ 1日につき	1円

○備考

- 1. 使用料の額は、この表に基づき算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 2. 使用する面積が1㎡未満であるとき又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡とする。